

(登録)

第十八条 試験に合格した者で、宅地若しくは建物の取引に関し国土交通省令で定める期間以上の実務の経験を有するもの又は国土交通大臣がその実務の経験を有するものと同以上の能力を有すると認められたものは、国土交通省令の定めるところにより、当該試験を行つた都道府県知事の登録を受けることができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する者については、この限りでない。

一 宅地建物取引業に係る営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者

二 成年被後見人又は被保佐人

三 破産者で復権を得ないもの

四 第六十六条第一項第八号又は第九号に該当することにより第三条第一項の免許を取り消され、その取消の日から五年を経過しない者（当該免許を取り消された者が法人である場合においては、当該取消に係る聴聞の期日及び場所の公示の日前六十日以内にその法人の役員であつた者で当該取消の日から五年を経過しないもの）

四の二 第六十六条第一項第八号又は第九号に該当するとして免許の取消処分の聴聞の期日及び場所が公示された日から当該処分をする日又は当該処分をしないことを決定する日までの間に第十一条第一項第五号の規定による届出があつた者（宅地建物取引業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で当該届出の日から五年を経過しないもの

四の三 第五条第一項第二号の三に該当する者

五 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

五の二 この法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反したことにより、又は刑法第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の三、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

六 第六十八条の二第一項第二号から第四号まで又は同条第二項第二号若しくは第三号のいずれかに該当することにより登録の消除の処分を受け、その処分の日から五年を経過しない者

七 第六十八条の二第一項第二号から第四号まで又は同条第二項第二号若しくは第三号のいずれかに該当するとして登録の消除の処分の聴聞の期日及び場所が公示された日から当該処分をする日又は当該処分をしないことを決定する日までの間に登録の消除の申請をした者（登録の消除の申請について相当の理由がある者を除く。）で当該登録が消除された日から五年を経過しないもの

八 第六十八条第二項又は第四項の規定による禁止の処分を受け、その禁止の期間中に第二十二条第一号の規定によりその登録が消除され、まだその期間が満了しない者

2 前項の登録は、都道府県知事が、宅地建物取引主任者資格登録簿に氏名、生年月

日、住所その他国土交通省令で定める事項並びに登録番号及び登録年月日を登載してするものとする。

(登録の手續)

第十九条 前条第一項の登録を受けることができる者がその登録を受けようとするときは、登録申請書を同項の都道府県知事に提出しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の登録申請書の提出があつたときは、遅滞なく、登録をしなければならない。

(法第十八条第一項の国土交通省令で定める期間)

第十三条の十五 法第十八条第一項の国土交通省令で定める期間は、二年とする。

(登録を受けることのできる都道府県)

第十四条 二以上の都道府県において試験に合格した者は、当該試験を行なつた都道府県知事のうちのいずれか一の都道府県知事の登録のみを受けることができる。

(登録の申請)

第十四条の三 法第十九条第一項の登録申請書には、氏名、生年月日、住所及び前条第一項各号に掲げる事項を記載しなければならない。

2 前項の登録申請書には、登録の申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦の長さ三センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真を貼付しなければならない。

3 第一項の登録申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第四号の書類のうち成年被後見人に該当しない旨の登記事項証明書については、その旨を証明した市町村の長の証明書をもつて代えることができる。

一 住民票の抄本又はこれに代わる書面

二 未成年者にあつては、法第十八条第一項第一号に該当しないことを証する書面

三 法第十八条第一項の実務の経験を有する者であることを証する書面又は同項の規定により能力を有すると認められた者であることを証する書面

四 法第十八条第一項第二号に規定する成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書

五 民法の一部を改正する法律附則第三条第一項及び第二項の規定により法第十八条第一項第二号に規定する成年被後見人及び被保佐人とみなされる者に該当しない旨の市町村の長の証明書並びに同項第三号に規定する破産者で復権を得ないものに該当しない旨の市町村の長の証明書

六 法第十八条第一項第四号から第八号までに該当しない旨を誓約する書面

4 前項の規定にかかわらず、法第十九条第一項 の登録を受けようとする者は、都道府県知事が住民基本台帳法第三十条の七第五項 の規定により他の都道府県知事から当該免許を受けようとする者に係る本人確認情報の提供を受け、又は同法第三十条の八第一項の規定により当該本人確認情報を利用するときは、前項第一号に掲げる書類を添付することを要しない。

5 第一項の登録申請書、前項第四号の書面のうち法第十八条第一項 の実務の経験を有する者であることを証する書面及び前項第六号の誓約書の様式は、それぞれ別記様式第五号、別記様式第五号の二及び別記様式第六号によるものとする。

(登録の通知等)

第十四条の四 都道府県知事は、法第十九条第二項 の規定により登録をしたときは、遅滞なく、その旨を当該登録に係る者に通知しなければならない。

2 都道府県知事は、法第十八条第一項 の登録を受けようとする者が次の各号の一に該当する者であるときは、その登録を拒否するとともに、遅滞なく、その理由を示して、その旨をその者に通知しなければならない。

一 法第十八条第一項 の実務の経験を有する者又は同項 の規定により能力を有すると認められた者以外の者

二 法第十八条第一項 各号の一に該当する者

三 他の都道府県知事の登録を現に受けている者